

2014年2月12日

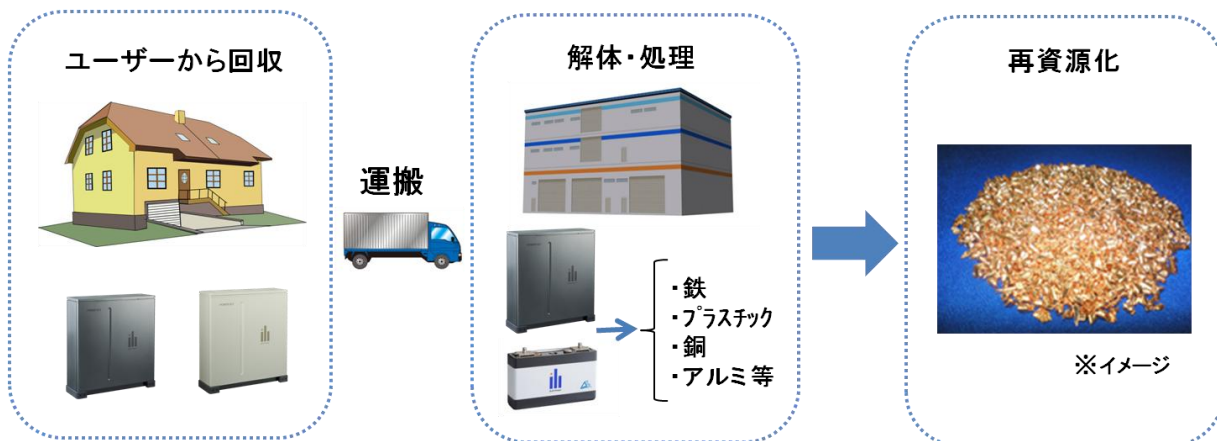
室内用蓄電システム^{※1}に続き、住宅用蓄電システム^{※2}の 一般廃棄物・産業廃棄物広域認定を取得

エリーパワー株式会社（本社：東京都品川区、代表取締役社長：吉田博一）は、昨年5月に環境省より室内用蓄電システム（パワーイレ、パワーイレ・プラス）の一般廃棄物及び産業廃棄物の「広域認定」を取得していますが、この度、住宅用蓄電システム（パワーイエ・シックス）についても追加認定を取得いたしました。

使用済み蓄電システムを廃棄処理するためには、産業廃棄物の場合は都道府県知事もしくは政令指定都市の首長、一般廃棄物の場合は市町村長から回収業・処分業の認可を取得しなければなりません。また、当該製品ごとに認定を取得する必要があります。

エリーパワーは、室内用蓄電システム^{※1}に続き、住宅用蓄電システム^{※2}においても、一般廃棄物、産業廃棄物の両方の「広域認定」を取得したことで、全国（沖縄を除く）で広域的に住宅用蓄電システムの回収・処理を行うことが可能になりました。回収された住宅用蓄電システム^{※2}の廃棄処理は、先の室内用蓄電システムと同様に解体・処理され、廃部材は鉄や銅、アルミ、プラスチック等に再資源化されます。なお、今回の追加認定にあたり、解体/分別拠点及び廃棄物処理拠点を増設いたしました。

【回収・処理システム フロー図】



今後も、エリーパワーは、世界のエネルギー問題、環境問題を解決するため、エネルギーを貯蔵して活用するシステムを普及させようという理念のもと、大型リチウムイオン電池及び蓄電システムの開発と普及を推進するとともに、最適なりサイクルの実現にも取り組んでまいります。

広域認定制度とは

製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造（製品の原材料又は部品の製造を含む）、加工、販売等の事業を行う者が広域的（二つ以上の都道府県の区域）により行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する法制度の基本である地方公共団体ごとの処分業及び収集運搬業の許可を不要とする環境大臣認定の特例制度。また、製造事業者等が直接的に当該処理を行わずに他人に委託して行う場合も含む。

※1 室内用蓄電システム：パワーイレ、パワーイレ・プラス

※2 住宅用蓄電システム：パワーイエ・シックス

【対象製品】

住宅用定置型蓄電システム



POWER iE 6
(パワーイエ・シックス)

室内用蓄電システム



POWER YIILE PLUS
(パワーイレ・プラス)

POWER YIILE
(パワーイレ)

◆問合せ先

エリーパワー株式会社 広報部

〒141-0032

東京都品川区大崎 1-6-4 新大崎勸業ビルディング 19 階(大崎ニューシティ 4 号館)

TEL:03-6431-9043